

枚方市規則第 15 号

枚方市債権管理及び回収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市債権管理及び回収に関する条例施行規則（平成30年枚方市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改める。

第10条第1項第5号中「中断する」を「更新する」に改める。

附 則[令和4年3月31日公布]

この規則は、公布の日から施行する。